

会議名 (審議会等名)	令和6年度第6回(仮称)川西市子ども参加条例検討部会		
事務局 (担当課)	川西市 子ども未来部 子ども政策課 内線(3441)		
開催日時	令和6年10月8日(火) 18:30~20:00		
開催場所	ハイブリッド方式(川西市役所 4階庁議室、Zoom)		
出席者	委員	(部会長) 玉木委員 (委員) 小野委員、川中委員、藏原委員、大西委員、高田委員	
	事務局	子ども未来部長 岡本敬子 子ども未来部副部長 増田善則 子ども未来部子ども政策課長 柳本一志 子ども未来部子ども政策課 中村陵 子ども未来部子ども政策課 窪田裕一 子ども未来部子ども政策課 坂本拓麻 教育推進部教育保育課長 三石基文	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	8人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 子ども・若者による意見表明の条例検討部会について (2) (仮称) 子ども・若者参加条例(案)について (3) 子ども・若者未来会議(10月15日(火)開催)における答申(案)について (4) その他 3. 閉会		

審 議 経 過 (要旨)

1 開会

(事務局)

ただいまより、第6回 (仮称) こども参加条例検討部会を開会いたします。皆さま、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、ズームウェビナー市役所4階庁議室を併用したハイブリッド会議として開催しております。通信に関するトラブル等が生じる可能性もございますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴に関しても、会場とズームウェビナーの2パターンとなっております。

開催に先立って、ミーティングアプリZoomによる参加及び通信の確認を行います。確認については、会議開始前に事務局で、映像及び音声により、委員本人であること、部会長及び委員相互間で映像及び音声の即時の送受信が適正に行われていることの2点について、確認が取れていますことを事務局からご報告いたします。なお、本日は、小野委員、川中委員、藏原委員、高田委員がオンラインでの参加となっております。

本日の資料のご確認をお願いします。資料1「こども・若者による意見表明の条例検討部会について」、資料1参考としまして、「こども・若者ミライNEWS」、資料2-1「こども・若者参加条例(案)」、資料2-2「(仮称) こども・若者参加条例(案) 主な修正対比表」でございます。

当会議では、会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、録音させていただきますことをご了承いただきたく存じます。会場にてご参加の皆さまにおいては、発言の際にはマイクのご使用をよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。ここからの進行は会長にお願いいたします。

2 議事

(1) こども・若者による意見表明の条例検討部会について

(会長)

議事(1)について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(会長)

ありがとうございます。委員の先生方、何かご意見ありますか。

(委員)

資料1のこども家庭庁のヒアリングについて質問です。ヒアリングを受けて、もしくは参加された方の意見を、どこかで聞いたり、反映したりすることはありますか。

(事務局)

川西市としての関連性はございません。国としてのヒアリングに参加いただく形になります。

(会長)

ご意見ございますでしょうか。なければ、次の資料の説明に移りたいと思います。

(2) (仮称) こども・若者参加条例(案)について

(会長)

議事(2)について、事務局より説明をお願いいたします。

〈事務局資料説明〉

(会長)

ご説明ありがとうございました。前回、これまで反映していただいた条例を最終案として、委員の先生方にご提示をさせていただきました。前回先生方からの意見が反映されているかどうかも確認をお願いします。ご意見等ございましたらご発言をお願いします。基本的には先生方のご意見を反映していただいていると私自身は思います。

(委員)

前文について前半、真ん中、後半にかけて、発信者の主語が違うのと、特に後半の「大人は」あたりから主語が変わることが気になりました。私たちは、作成に関わっているため、読んで理解できます。しかし、子ども・若者が初めて見たときを考えると、メッセージ性がガラッと変わるので、経緯や背景などの補足が必要だと思います。「大人は」からはいきなり出てきたなという感じを受けてしまうと思うのですが。

(事務局)

前文の書き方に明確なルールがあるわけではないのですが、委員がおっしゃるように、初めて見た方にとっては唐突感があると感じられるかと思われましたので、前後のつながりについて検討させていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

前は少しきつめな表現や上からな表現がありましたが、だいぶ修正していただきやわらかい印象を持ちました。そこは修正対応表には入ってはいませんが、細かい表現も少し変わってきたと思います。他にお気づきになったことがあれば何回も発言されても構わないので、よろしくをお願いします。

(委員)

定義の第2条(8) 育ち学ぶ施設について、前回指摘があつて、地域子育て支援拠点が入ったのはいいことだと思います。就学前の施設についてはかなり具体的ですが、就学になると学校で終わってしまうのが気になります。放課後の居場所などいろいろな居場所があるし、若者にも居場所があるのになと思います。どこまで具体的に書くのかは難しいところですが、書くことによって、そこにいる大人が「私たちも。」と思うことも重要だと思います。今の状況だと、就学前の施設はすぐにわかるのに対し、就学時になると学校以外のイメージがなかなかしづらいことが気になりました。

(会長)

はい、ありがとうございます。就学のところにももう少し具体的なところ入れた方がいいのではないかという意見ですね。

(事務局)

ありがとうございます。まず、育ち学ぶ施設について、子どもたちが利用する施設を想定しております。そう考えた時、学校は小学校、中学校、高校をイメージすると思います。その後若者が利用する施設について、例えば川西市内だと、公共施設、図書館、公民館などがありますが、議題に出ている育ち学ぶ施設は、子ども・若者に限った利用を想定した施設です。広く大人も使う施設をここに入れると、際限がなくなってしまう。今挙げた施設は、育ち学ぶ施設には入らず、むしろ市の機関、市が設置している施設に該当するという理解をしております。なので、具体例を出した方がいいという意見には同感で、検討もしたのですが、若者に向けた施設を具体的に挙げるのは難しく、地域子育て支援拠点にとどまってしまったという経緯があります。

(委員)

ありがとうございます。確かに、若者の施設の具体例を入れづらいことは理解できます。この発言を

したのにはもう1つ理由があります。例えば、障がいのあるこどもが通うところも、育ち学ぶ施設に入ると思いますが、そういうところが弾かれているような感じがしました。障がいのある子もいない子も全部この枠の中に入っていて、育ち学ぶ施設に通っているし、そこで育つはずですが、しかし、児童発達支援や放課後デイサービスなどの名前がないことが気になったので、このような発言をしました。この辺りを具体的に、条例ができた後の研修なのか逐条解説なのかプログラムなのか、しっかり仕組みを記述すべきではないかと感じます。以上です。

(事務局)

重ねてのご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

(委員)

この条例の前文から全部読ませていただいて、これまで申し上げたことを結構踏まえていただいているなと思っています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。もし他のことでお気づきになった点がございましたら、またご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

丁寧にご検討いただきましてありがとうございます。委員会等、様々な場での検討が反映されている条文案だなど拝見しておりました。なので、この条文について大きく意見を申し上げるところはありません。先ほど委員が少し触れましたが、全ての意図を条文に載せられないので、逐条解説など何らかの解説を作ると思っています。その解説の中身はこれからどのように検討していくのか質問したいです。自分自身、この解説で何を書かれるのか、興味、関心を寄せているところとして、例えば、第17条に「必要な体制を整備する」とあります。体制とは一体どのようなものを指すのかというイメージを何らかの形で表現すると思いますが、どこで検討され、フィックスされていくのかを教えてください。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この点についていかがでしょうか。

(事務局)

基本的には我々担当者が委員の皆様からいただいたご意見なども参考にしながら、逐条解説のようなものを作ることを現時点では考えています。

(委員)

ご説明ありがとうございます。この部会なのか、親会議である子ども・若者未来会議なのか、おそらく後者だと思いますが、そちらで内容の提示くらいはしてもよいと思います。部会長の方が委員として参画されているので、そちらで内容をご確認いただいてもよいと思います。先ほどの委員の指摘も、どういう形で解説に反映されているのかもご確認いただけたらと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。解説についてもできればここで審議ができればよかったなとは思いますが。まずは条例の中身について、会議の方でも提示し、その中で検討していけたらと思います。

(委員)

細かく反映していただいているのが本当に素敵だと思うのですが、福祉の現場にずっといるので、1点どうしても気になる点があります。第13条に「声を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見の聴取及び反映」についてです。そういう状況にあるこども・若者の意思を汲み取る方法が気になります。『不登

校になっているこども』『不登校から進路が決まらず中学校卒業し、いわゆるひきこもりになっているこども』『高校には進学したが、途中でドロップアウトしてしまったこども』『学校等には所属せずひきこもりではないこども』など、今なかなか思いを汲み取る方法がありません。そのようなこども・若者たちの意思を汲み取りと書いてありますが、その方法が確立していない中で、この言葉だけが1人歩きしている印象を受けました。結果、書いたものはしっかりとありますが、その方法は誰かがするだろうとか、親の責任になってしまったりとか、意見を表明するステージは用意しているのに本人が言いに来ないから仕方がないという自己責任論になったりとかする可能性があります。結果、汲み取るべき声を汲み取れず、言っても仕方がないという諦めに繋がってしまうと非常に残念だなという感想です。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。声を聴かれにくいこどもについて、事務局としても、大切なところだなと考えております。支援者アンケート、ヒアリングなども実施して、その中で得られた知見も少しは活かせると思っております。やはり学校などに行っているこどもたちは、割と情報が届きますが、そうでないこどもたちに、市からアクセスする手段がなく、難しいなど、改めて感じました。色々なアプローチをしてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えています。

(委員)

関連する内容で、今年度計画を策定しているところですが、いろいろな機関が関わって支援をしているという言葉の並びはどの計画にもあると思います。しかし結局、いろいろな機関が縦割りのままで、支援の手を繋ぐことができず変わらない現状です。その中で、この意見の汲み取りについても、いろいろな機関が横で手繋ぐ必要があります。学校は常にこどもたちの味方でいなければならないので、学校が厳しいこと言えないのであれば、別の機関が保護者に厳しい話をしに行くということも必要になると思います。なので、この意見、意思を汲み取る方法においては、こだわって今後も見ていけたらいいなと思います。現時点で難しさがあるのは重々承知の上ですので、今ここで何かを劇的に変えてくださいということではありません。これをしっかりあげてくださっていること自体にまず感謝したいと思います。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。条例の中でどこまで具体的にいけるのかという見解はあると思いますが、実際にこの条例が施行された後、どの程度守られているのか、実施されているのかはしっかりと見ていく必要があると思います。先ほど話に出た「体制を整備する」、「意思を汲み取る」というのも、情報の中には書かれていますが、これを作る以上、実際どうするのかは確認し、できる限り考えていければと思いますので、その辺りも検討していただきたいです。

(委員)

第2条の定義の(5)に「参加」をつけていただきありがとうございます。この条例の仮称にも「参加」が入っており、検索すると参加というワードが多く出るので、重視されていると思います。その中で、「主体的に」という文言が個人的に引っかかります。先ほどの「声を聴かれにくいこども」にも関連しますが、意見が積極的に出せない、主体的には出られない人も結構いる中で、参加の定義を主体的に関わってくれる人にしてしまうのはどうなのかなと思います。

もう1つ、こちらも先ほど出た話ですが、定義全体のところが、こども・若者となっています。こどもに対するものが多い一方で、18歳以上で働く人、大学に行く人、何もしない人など様々ですが、その方たちに対しての内容がないと思います。先ほど、具体例を挙げるのは限界があるという説明を受けましたが、就労支援機関、学習支援機関について、あまり触れていないのが気になります。その点についても一度ご検討だけいただけたらと思います。若者に対しての文言や表記があまりないなと思ったので、意見として述べさせていただきました。以上です。

(会長)

先ほどの説明にもありましたが、若者についての具体例には限界があるのかなと思います。こどもに

比べて、そこが1つ課題なのかもしれません。その課題を認識しつつ、若者を表現するための方法を検討し、実践していくという流れをどのように作っていくのが大事だと思います。今までなかったことなので、まずはこの条例を活用し、参加ができたればいいなと思います。このご提案、ご意見に対して、何か事務局の方からいただけますでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。若者に関する記述が少ないことについて、確かに定義の例示などは弱いと思いますが、全ての条文の対象がこども・若者を対象にしているので、全体の構成として不足しているとも言えないと思います。あとは、運用や、今後の発信方法を工夫していきたいと思いますので、その方法についてまたご意見、ご指摘等いただけるとありがたいです。

それから、声を聴かれにくい、自分の意思表示ができてにくいこども・若者の「主体的」の捉え方についてです。聞き方を工夫して、こども・若者自身に、身振りや手振り、表情などで表明してもらえたらと思います。もし物理的にその場に行けなかったとしても、自分自身で何かを感じ、表現することも含めて、参加にあたるのかなという意味で考えております。

(委員)

ありがとうございます。若者の心に触れることは、なかなか難しいと思います。この会を通して、私たち大人が変わっていくべきだという意見がある中で、この条例はこどもだけのものではないということを理解してもらうことが大切だと思います。20歳以上の人たちにも当事者意識を持ってもらう必要があります。すぐ具体例は思いつかないですが、そのために、何かもう少し若者、20代に関する部分に触れておいた方が、主体的に動いてくださる方が増えるのかなと思いました。

もう1つの参加の部分について、単純に「主体的」という文言はなくても成立するのかなとは思って、お聞きしました。以上です。

(会長)

主体的という言葉がなくてもいいのではないかというご意見です。早急な検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

主体的という言葉がなくても成立するのではないかという意味で言うと、確かにそうだと思います。いろんな見解があると思います。皆様からご意見いただけたらありがたいなと思います。

(委員)

考えがまとまり整っているわけではないですが、主体的という文言は残した方がいいと思います。主体的という言葉にどういう意味合いを持たせるのかはいろいろあると思います。しかし、連れてこられて無理やりやらされたり、言えって言われたから言ったり、客体的な状況での意見表明がなされて、きちんと意見聞いたことにされる方がよっぽど怖いと思います。やはり、意見を言いたいという気持ちがあまりない場合、主体的な参加になるような意欲の喚起や環境の設定に努める必要があります。我々は、日々こどもや若者と接していて、やってみようと思いをかけ、こどもに拒否され、それでも声をかけ、やってみたら意外とよかったみたいなやり取りをします。それでも、やらないと言う可能性もありますが、最後、本人が何らかの選択をしていて、参加しないという自由もあるわけです。最終的に参加するのかを、本人がきちんと決められるという意図を表現するために、「主体的」という文言は残しておいた方がいいのではないかなと考えました。以上、意見です。

(委員)

私も「主体的」という文言はあった方がいいと思います。今まで日本においては、受動的権利と能動的権利で、受け身のものと主体的なもの両方書かれているこどもの権利条約に批准しながらも、受け身のところしかやってないと言われてきました。しかしようやく、主体的に自ら発信する、参加をするということが大事になってきました。「主体的」にはいろいろな捉えられ方をしますが、やはり

今回、子ども基本法ができる中ですごく大事なポイントであると理解しています。主体的という表現には注意が必要ですが、これまでの子どもの権利の観点から日本の状況を考えた時に、この表現はとても重要な意味を持つのではないかと考えております。「主体的」は十分に解釈を注意したりやり方を注意しないといけないですが、「主体的」という単語がないと重要なところが抜け落ちてしまうような気がします。以上です。

(委員)

主体的に関わる気持ちを最初から子どもに求めるとか、やり取りを通して促したり育んだりとかも含めて「主体的」という文言を残した方がいいと思います。他の条文のところに、主体的な関与を持てるようなことを大人の務めとしてどこかに加えることを、検討するのはどうでしょうか。

(会長)

いろいろな知見がある中で、やはり一つひとつの意見や文言を考えていくと、このまま消すという考えは適していなかったと思います。問題提起をしていただいたから今の話が出てきたと思います。子ども・若者参加条例を新しい条例として考えるならば、「主体的」という表現を、気をつけて使わなければなりません、このまま残すという方向性もあるかなとは思っています。

(委員)

様々なご意見をいただきありがとうございます。「主体的」という言葉が1回しか出てきていないので、なぜ使ったのか疑問に思ったのと、普段対峙している人たちは主体的とは言い難いので、その方たちの立場を考えた上で意見させていただきました。いろいろな背景や考え方、捉え方があると思うので、今の形でもいいと思いますが、それであれば反対に、「主体的」という文言がもう少しいろいろなところにあった方がいいと思います。「積極的に」や「努める」というのは、施設側、大人側のところで触れられていますが、「主体的」というのはここだけにしかなかったので、意見させていただきました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ご意見があればいただきたいですが、いかがでしょうか。

これまでも先生方から意見をいただいておりますので、それらを反映し、原案とさせていただければと思います。

(委員)

確認させていただきたいのですが、最終のまとめ方として今日ご提示いただいた事務局案を成案とするということなのか、今日いくつか出た検討事項を事務局が検討され、部会長一任で取りまとめられるということか、どちらでしょうか。

(会長)

ご指摘ありがとうございます。成案は、今出たご意見も踏まえ検討し、私と事務局の方に一任させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。事務局と私の方で一任ということで、ご意義がないということで、15日の子ども・若者未来会議で報告をさせていただければと思います。また、委員の皆様にも送付をさせていただければと思います。

(3) 子ども・若者未来会議(10月15日(火)開催)における答申(案)について

(会長)

それでは最後に、(3)について、先ほどご説明させていただいた通り、来週の15日火曜日に開催される会議に、条例案を報告します。私が子ども・若者未来会議の委員を兼ねているため、部会を代表して私が条例の内容についてご説明をさせていただこうと考えているのですが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。ご異議なしということで、私の方からご報告させていただきます。ありがとうございました。

事務局より、本日の資料送付の際に、付帯意見についてのご案内があったかと思えます。そちらについて事務局よりご説明をしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。メールでお伝えした内容と重ねてのご案内になるのですが、本日のご意見も含めて、委員の皆様からいただいたご意見については、できる限り条例案に反映しているつもりではございます。しかし、中にはご意見を反映できていない部分や、条文として記載できていないご意見などもあると思えます。そのため、条例案の内容だけでは伝わらないご意見、条例案の内容に補足しておきたいご意見を、答申書の方に付帯意見という形で掲載することを検討しております。ご意見がございましたら、お時間が短くて大変申し訳ないですが、明日9日までにメールにてご提出いただければ、付帯意見という形で答申の方に記載したいと思えますので、よろしくお願ひします。付帯意見が特にない場合は、ご連絡は不要ですので、よろしくお願ひします。

また、提出いただいた内容については、最終的には答申書として体裁を合わせるなどの修正を行うということになりますので、その点についてもご了承の方、よろしくお願ひします。

(会長)

ご説明ありがとうございました。意見については、先ほどのご案内にもありましたが、明日9日までに事務局にご提出をお願いできればと思っております。短い時間で申し訳ないですが、もしございましたらご連絡いただければと思ひます。

本日の議題についての審議は以上となります。先生方から何かございますか。

部会が今日で6回目ということで、先生方には色々のご協力いただきまして、誠にありがとうございました。この案を持って15日、また報告をさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、事務局の方にお返しをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(4) その他

(事務局)

委員の皆様、本日を含め、全6回の部会において様々なご意見、ご協議を賜りまして、誠にありがとうございました。本日を持ちまして部会は終了となりますので、最後にこども未来部長よりご挨拶を申し上げます。

(部長あいさつ)

3 閉会

(事務局)

それでは、以上を持ちまして(仮称)こども参加条例検討部会を終了させていただきます。委員の皆様、誠にありがとうございました。